特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
20	子ども・子育て支援法に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、子ども・子育て支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和4年3月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務						
	・子ども・子育て支援法の規定に基づき、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に関する事務の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。						
②事務の概要	①認定又は給付を受けるための申請の受理、審査、支給認定証及び通知の交付 ②諸届等による認定の変更、取消及び支給認定証及び通知の変更 ③教育·保育施設及び子ども·子育て支援施設等を利用する保護者の給付管理						
	なお、これらの事務の関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。						
③システムの名称	・子ども・子育て支援システム・団体内統合宛名システム・庁内連携システム・宛名システム・中間サーバー・中間サーバーGW						
2 特定個人情報ファイル							

2. 特定個人情報ファイル名

教育保育給付等事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1(94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
	<選択肢>

①実施の有無	[実施する]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	·番号 ·行政	手続における特	特定の個人	長第2(116の項) 、を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 命令(平成26年内関府・終務省令第7号)第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	和泉市教育・こども部こども未来室
②所属長の役職名	こども未来室長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市教育・こども部こども未来室
--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か		31年3月1日 時点						
2. 取扱者数									
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満			
	いつ時点の計数か		31年3月1日 時点						
3. 重大事故									
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項	目評価書において、リスク	ウ対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステム	を通じた提供を]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・西	外					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ ⁻ 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない	ている

変更箇所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
灵史日		支支制の配載	更更複の配弧	延田時期	2年日14年401~2年の日26月
平成28年12月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2(94の項)	別表第1(94の項)	事後	
平成28年12月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長	こども未来室長 土本 英也	こども未来室長 山本 幸永	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(94の項)	・番号法第9条第1項及び別表第1(94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第68条	事後	
	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(116の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(116の 項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 备令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣門と接続名令第79(第59条の2	事後	
平成31年2月28日	VIリスク対策		(記載事項を追加)		
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	こども未来室長 山本 幸永	こども未来室長		
	表紙 評価書名	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書 和来中は、ナンものための教育・保育紹介に関	子ども・子育て支援法に関する事務 基礎項目 評価書 和来市は、テとも・テ育し支援法に関する事務	事後	
	利益の保護の宣言	和来市は、于こものだ念のが終り"味り続わけにあってする事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の修理利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の通りにある。 満えいその他の事態を発生させるりスクを軽減 させるために適切な措置を発生させるリスクを軽減 させるために適切な措置を譲し、もって個の プライバシー等の権利利益の保護に取り組ん でいることを含まる。	利地所は、ナモウ・ナー C 又接法に関うる中荷 における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブ ライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかね ないことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを経滅させるため に適切な措置を講に、もって個人のブライバ シ一等の権利利益の保護に取り組んでいること を言言する。	事後	
	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称所属長の役職	子どものための教育・保育給付に関する事務	子ども・子育て支援法に関する事務	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に関する事務の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・の認定又は給付を受けるための申請の受理、審査、支給認定証及び適知の支付 ・②諸届等による認定の変更、取消及び支給認定証及び通知の変更 ・一般を表しているの事務の関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等「関する法律・何成25年法律第27号。以下「番号法」という、別表第2に基づいて各情報(保存機型と年代第27号、以下「番号法」という、別表第2に基づいて各情報(保存機型と中間サーバー、情報提供ホットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和3年2月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	こども部	教育・こども部	事後	
	-				•